

## 第2部 復興のための重点的な取組

### 第1章 復興を契機とした先進的な地域づくりの推進

東日本大震災の被害が特に大きかった沿岸市町の多くでは、「災害に強いまちづくり」を目指して復興事業が進められています。各市町の震災復興計画では、高台への集団移転や多重防御による大津波対策などの復興事業に加え、再生可能エネルギーを活用した環境負荷の少ない先進的なまちづくりやエコタウンの形成を掲げています。

また、東日本大震災の発生以降、原子力発電所

の稼働停止に伴う火力発電所の稼働率の上昇などの影響により、県全体における温室効果ガス排出量は依然として震災前を上回っています。

県では、温室効果ガス排出量を削減し、地域内でのエネルギーの確保や災害時の活用、さらには地域の産業振興につながる自立・分散型の地産地消エネルギーを導入したエコタウンの形成に向けた取組を推進しています。

#### 第1節 再生可能エネルギー等の活用及び地域内でのエネルギー利用の最適化

##### ○ スマートエネルギー住宅普及促進事業

###### 再生可能エネルギー室

家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減及び災害時にも電気や熱を確保できる住まいの普及を図るため、自らが居住する住宅の太陽光発電システム、地中熱ヒートポンプシステム、蓄電池、V2H（住宅用外部給電機器）、エネファームの設置、既存住宅の省エネルギー改修工事に対し、その経費の一部を補助しています。

平成23年度からみやぎ環境税を財源として実施してきた太陽光発電システムを設置する県民に対する導入費用の一部補助事業について、平成28年度に補助対象の拡充をしたものです。平成30年度から、地中熱ヒートポンプシステムやV2Hを補助対象とし、住宅における熱の有効活用や太陽光発電の自家消費の促進を図っています。

○受付期間：令和2年6月1日から12月27日までの期間に、4回に分けて受付

	補助金額	交付件数
太陽光発電システム	通常型 4万円 ZEH型 8万円	1,850件
地中熱ヒートポンプシステム	1/5 (上限50万)	0件
蓄電池	6万円	1,723件
V2H	6万円	11件
エネファーム	12万円	177件
既存住宅省エネ改修	2千~10万円	492件

##### ○ 低炭素型水ライフスタイル導入支援事業

###### 循環型社会推進課

家庭で消費されるエネルギー消費量の3割、二酸化炭素排出量の2割を給湯・水道が占めていることから、節湯・節水対策が家庭部門の低炭素化と環境負荷低減に極めて効果的です。また、浄化槽は災害に強い汚水処理システム（東日本大震災の浄化槽全損率：3.8%（環境省調査））であることから、創造的復興に向けた取組としてエネルギー消費量の少ない低炭素社会対応型浄化槽を支援対象としました。

家庭部門の低炭素化に資する節湯・節水機器及び低炭素社会対応型浄化槽を住宅に導入する県民に設置費用の一部補助を実施しました。

###### ○補助要件（令和2年度）

- (1) 県が定めた基準に適合する①低炭素社会対応型浄化槽（設置主体が個人のものに限る）、②節水型トイレ、③節湯水栓2口以上の全てを新たに設置していること。
- (2) 節水機器等の設置工事が平成31年4月1日以降に施工し、かつ浄化槽の使用開始後に市町村への届出が義務づけられている「浄化槽使用開始報告書」の使用開始日が令和2年1月1日から令和3年3月1日までであること。
- (3) 節水機器等を設置した建物に居住していること。
- (4) 全ての県税に未納がないこと。

○交付件数：116件

○ エコタウン形成支援事業

再生可能エネルギー室

再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントを地域づくりに組み込んだ取組＝「エコタウン形成」を推進するために、市町村と事業者が協議会等を組織し、地域でのエコタウン形成に向けた実現可能性調査などを実施するために必要な経費の一部を補助する制度を設けているほか、人材育成のための講座を開催しています。

また、市町村職員等を対象とした講演会や市町

村の希望する内容でセミナーを開催しています。県内の再生可能エネルギーを活用した取組を紹介する広報誌を発行し、エコタウン形成に関する理解促進にも取り組んでいます。

- ①エコタウン形成地域協議会支援事業費補助
- ②エコタウン形成実現可能性調査等事業費補助
- ③エコタウン形成事業化支援事業費補助
- ④エコタウン推進委員会事業
- ⑤エコタウン広報事業
- ⑥みやぎエコタウンカレッジ

## 第2節 防災に配慮した再生可能エネルギー等の導入

○ 地域環境保全特別基金事業（グリーンニューディール基金）

再生可能エネルギー室

東日本大震災による被災地域の復旧・復興や、原子力発電所の事故を契機とした電力需給の逼迫の状況を踏まえ、環境省は平成23年度に、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型のエネルギーシステム導入等を支援するため、「平成23年度地域環境保全対策費補助金」（いわゆる「平成23年度地域グリーンニューディール基金」）を制度化しました。

県では、この事業を活用して約140億円を地域環境保全特別基金に積み立てし、地域の防災拠点

となる公共施設（庁舎・学校・公民館等）や民間施設（福祉避難所等）に、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入及び夜間でも電力が使えるように蓄電池設備の導入を推進するため、平成24年度から395施設への補助事業等を実施し、事業を終了しました。

- 令和2年度実績：1施設
- これまでの実績  
平成24～令和2年度分：395施設  
（県18施設、市町村353施設、一部事務組合11施設、民間13施設）
- 二酸化炭素排出削減量：4,067.9t

## 第3節 地域の産業振興につながる再生可能エネルギー等の導入・活用の推進

○ 省エネルギー・コスト削減実践支援事業

環境政策課

県内の事業活動における二酸化炭素排出量を削減するため、県内事業者が事業所や工場等の空調機やボイラーなどの設備を高効率なものに更新する場合、更新に要する経費の一部を補助しています。「ZEB枠」や「県産ものづくり振興枠」など、意欲的に省エネルギーに取り組もうとする事業や、県内の産業振興に資する事業について補助率を優遇しています。

令和2年度は、補助件数45件のうち、高効率空調機への更新20件、高効率ボイラーへの更新8件などの省エネルギー設備の整備事業を支援しました。

- 補助率及び額：1/2又は1/3以内  
上限額1,000万円又は500万円
- 補助件数：45件

○ 宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業

環境政策課

県内の環境分野におけるものづくり産業の取組を促進し、環境負荷の低減と地域経済の活性化の両立を図るため、県内で新エネルギーをはじめとする環境関連の設備やデバイス等を開発しようとする場合、取組に要する経費の全部又は一部を補助しています。労力や資金力が十分でない中小企業等の取組を促進するため、補助率を10/10以内として取り組みやすくしています。また、将来、地域経済を牽引していくことが期待されるような規模の大きな取組も支援しています。

令和2年度は、「汎用IoT機器向け電池代替振動発電ユニットの開発」など7件の事業を支援しました。

- 補助率及び額：10/10又は1/2以内  
上限額250万円又は1,700万円
- 補助件数：7件

復興のための重点的な取組 第2部 復興を契機とした地域づくりの推進

○ 木質バイオマス広域利用モデル形成事業

林業振興課

未利用間伐材等の木質バイオマスを化石燃料の代替として利用することは、地球温暖化の防止に貢献するだけでなく、森林資源の有効活用と地域産業の活性化にも寄与するため、森林由来の木質燃料の調達経費の一部を助成しました。

- 令和2年度実績
- 木質バイオマス調達量：2,123m<sup>3</sup>



▲木質バイオマスボイラー

## 第4節 水素エネルギーの利活用推進

○ 燃料電池自動車（FCV）導入推進事業

再生可能エネルギー室

県内におけるFCVの普及拡大に向け、公用車として導入した5台を活用して、県内外のイベント等への車両の貸出を24件行う等、県民にFCVを体感していただく機会を設けました。また、国による新車購入時の導入支援に加え、県独自の支援を行い、その普及を促進しました。

さらに、FCVカーレンタル事業の実施、FCバスの路線運行を支援することにより、FCVに触れる機会を創出しました。



▲燃料電池自動車（FCV）

○ 補助額（令和2年度）

- FCV
    - トヨタ MIRAI 上限額101万円  
(自治体は上限額202万円)
    - トヨタ MIRAI (令和2年12月発売)  
上限額57.6万円  
(自治体は上限額115.3万円)
    - ホンダ CLARITY FUEL CELL 上限額104万円  
(自治体は上限額208万円)
  - 外部給電器 上限額18万円
- 補助件数：FCV 8件、外部給電器 1件

○ 水素ステーション導入促進事業

再生可能エネルギー室

平成28年3月、環境省の補助事業を活用し、東北で初めてとなるスマート水素ステーション(SHS)を県保健環境センター(仙台市宮城野区)に整備しました。SHSは、水を電気分解し、1日当たり、FCVが約150km走行するために必要な水素を製造し、約1,900km走行分の水素を貯蔵することができます。

本施設は、平成29年3月に整備された商用水素ステーション及び水素エネルギー利活用型コンビニの視察等と合わせ、再生可能エネルギーを活用した環境に優しい水素製造設備として随時施設見学の受け入れを行うなど、県における水素エネルギーの普及・啓発拠点の一つとして活用しています。



▲スマート水素ステーション

商用水素ステーションについては、事業者による整備に対して国と協調した支援を行っています。令和2年度は、県内2基目となるステーション整備に向け、2か年にわたる整備計画が着手され、令和3年度の完成に向けて事業が進んでいます。

○ 水素エネルギー利活用普及促進事業

再生可能エネルギー室

日常生活ではなじみの少ない水素エネルギーに対する県民の理解を深めるため、地域情報誌等への記事掲載やPR冊子の配布等による広報を行いました。

○ 水素エネルギー産業創出事業

再生可能エネルギー室

山形県等と連携して、事業者等を対象とした水素エネルギー・燃料電池に関する産業セミナーを開催するなど、水素エネルギー関連産業の育成・活性化のための取組を実施しました。

【参考】

みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョン

災害対応能力の強化や環境負荷の低減に加え、産業振興の面でも効果が期待できる水素エネルギーの利活用推進に向けた取組を着実に進めていくため、3つの取組の方向性と5つの推進プロジェクトを掲げ、「東北における水素社会先駆けの地」を目指し、積極的に取り組んでいます。

○ 3つの取組の方向性

- ①水素エネルギーを活用した災害に強いまちづくり
- ②水素エネルギーを活用した環境負荷の少ない地域社会づくり
- ③水素エネルギー関連産業の育成、活性化

○ 5つの推進プロジェクト

- ①FCV導入促進プロジェクト
- ②水素ステーション整備促進プロジェクト
- ③エネファーム等普及促進プロジェクト
- ④水素エネルギー産業等応援プロジェクト
- ⑤水素エネルギー普及啓発プロジェクト

## 第2章 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進

### 第1節 防災・復興事業の工事における自然環境への配慮

#### ○ 復興事業における環境影響評価制度

##### 環境対策課

環境影響評価は、「環境影響評価法（平成9年法律第81号）」により、事業者自らが大規模な開発事業の実施前に、環境に与える影響について、調査、予測及び評価し、環境に配慮した事業とするための制度です。しかし、通常では環境影響評価の対象となる事業でも、東日本大震災の被災地では迅速な事業実施が求められることから、被災地の復旧・復興事業においては、「東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）」による特例措置が講じられています。

この特例措置では、対象事業について、簡素化した環境アセスメント（特定環境影響評価）を実施することとされています。特定環境影響評価は被災市町村が実施し、方法書・準備書・評価書の3段階である通常的环境影響評価の手続きを特定評価書1本に集約することができます。また、平均3年程度かかる手続きが1年程度に短縮され、適正な環境保全の配慮をしつつ、復興事業への迅速な着手がなされてきました。

本県においては、「常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業」と「石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業」の2件が特定環境影響評価の対象事業です。

「常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業」は、東日本大震災により被災した東日本旅客鉄道株式会社常磐線の線路を現在の位置よりも内陸側に移設して復旧することを目的とした事業です。本事業は平成24年度に特定評価書が提出され、平成28年度に供用を開始しており、平成29年度に環境影響評価事後調査の結果が公表されました。

「石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業」は、被災者の速やかな生活基盤の形成を目的として蛇田地区に新たな市街地の整備を行うものです。平成25年度に特定評価書が提出され、造成が完了した箇所は平成29年度までに順次供用を開始しており、平成30年度に環境影響評価事後調査の結果が公表されました。結果の公表により、適正な環境保全上の配慮が行われていること

が確認されました。

#### ○ 自然環境に配慮した工事の実施

##### 河川課

東日本大震災で被災した沿岸部の河川・海岸復旧工事に当たっては、「宮城県環境アドバイザー制度」を設け、各分野の専門家・学識者から、復旧工事における環境配慮事項について助言・指導をいただきながら、工事を実施してきました。

これまで取り組んできた環境配慮事例を記録・蓄積するとともに、今後発生しうる大規模災害の復旧、及び河川・海岸改修時の環境配慮指針として「東日本大震災「宮城県河川海岸復旧・復興環境配慮記録誌」を取りまとめ、令和3年3月に公表しました。

令和3年度以降は、復旧工事において保全対策を実施した希少種について、河川・海岸パトロール時にモニタリングしていくこととしています。



▲令和2年11月の現地検討会（仙台市七北田川）

○ 林地開発許可制度

自然保護課

1haを超える面積の森林を開発する場合は、復興に関する工事においても、「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づいて、原則として知事の許可が必要であり、自然環境や生活環境を著しく悪化させない配慮が求められます。

許可する場合は、森林の持つ多面的機能の損失を最小限に食い止めるため、以下の要件に該当しないように開発することが条件になります。

- ① 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- ② 水害を発生させるおそれがあること。
- ③ 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- ④ 環境を著しく悪化させるおそれがあること。

違反した場合は罰則規定もあり、こうした許可制度によって、無秩序な開発を防止しています。



▲事業区域に調整池を設置し、水害防止を図っている。

## 第2節 防災・復興事業における生活環境への配慮

○ 大気環境モニタリング事業

環境対策課

復興事業に伴う工事車両の増加等による生活環境への影響として、常時監視項目である二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダントや有害大気汚染物質であるベンゼン等の増加が考えられます。

県は、一般環境大気測定局で大気環境のモニタリングを実施する他、自動車排出ガス測定局において、自動車排出ガスによる生活環境への影響を把握しています。

令和2年度は、上記項目のうち二酸化窒素、微小粒子状物質については有効測定時間を満たした全局で環境基準を達成しました。浮遊粒子状物質については、長期的評価は全局で環境基準を達成しましたが、短期的評価は黄砂の影響により一部測定局において環境基準を超過しました。また、光化学オキシダントについては全局で環境基準を達成していません。ベンゼンについては、全測定地点において環境基準を達成しました。

○ 建設作業騒音対策

環境対策課

復興事業に伴う建設作業騒音については、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づき「特定建設作業」に該当する場合は、市町村が届けられた作業内容を確認し、基準値を遵守するよう指導を行うとともに、必要に応じて作業現場への立入検査を実施しています。

## 第3章 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進

### 第1節 除染対策の支援

放射性物質汚染廃棄物対策室

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）では、除染特別地域（追加被ばく線量が年間20mSv超の地域）は国が、汚染状況重点調査地域（1～20mSvの地域）は都道府県知事又は市町村長が、除染実施計画を定めて除染を実施することとされています。

県内では、汚染状況重点調査地域の指定を受けた8市町（白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町及び山元町。以下「指定市町」という。）が、それぞれ策定した除染実施計画に基づいて、平成24年4月から学校をはじめとした公共施設、個別住宅、道路等の除染作業を行いました。

県は、平成24年1月に策定した「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」（以下「事故被害対策基本方針」という。）及び平成24年6月に策定した「放射性物質汚染対処特別措置法に基づく県有施設等の除染対策基本方針」に基づき、

県が管理している県立学校等の施設の除染を行うとともに、指定市町に「除染支援チーム」として応援職員を派遣し、国との調整等の側面支援を行いました。

指定市町を中心に除染等の放射線量低減対策に取り組んだ結果、平成29年3月末までに全ての指定市町において除染実施計画に基づく除染が完了し、新たな除染の必要がないこと、その他の市町村からも局所的に空間線量率が高い箇所の報告がないこと等から、県としては、「生活環境における追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とする」という事故被害対策基本方針の目標は、概ね達成されたものと捉えています。

一方、除染作業で発生した除去土壌等は処分の基準が定められていないこと等の理由により、仮置場などに保管されたままとなっています。

県では、除去土壌等の処理基準策定に関する国の動向についての情報収集や仮置き場の維持管理に必要な財源の確保に関する国との調整など、指定市町の取組に対する支援を行っています。

### 第2節 放射性物質の付着した8,000Bq/kg以下の廃棄物の適正処理の促進

放射性物質汚染廃棄物対策室

県内では、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原子力発電所事故」という。）によって環境中に放出された放射性物質により環境汚染が生じました。その結果、県内の農林地や農作物にも放射性物質が付着し、飼料・肥料等としての利用ができなくなった稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系廃棄物が広域で発生しました。このほか、浄水場で発生した汚泥や家庭で薪を燃やした灰から高い濃度の放射性物質が検出されるケースがありました。

これらの廃棄物のうち、放射性セシウムの放射能濃度が8,000Bq/kgを超えて環境大臣の指定を受けた廃棄物（指定廃棄物）については、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき国が処理することとされています。一方、指定廃棄物以外の廃棄物については、廃棄物処理法に基づき通常の廃棄物として処理可能ですが、福島第一原子力発電所事故により環境中に放出された放射性物質による汚染の恐れがある焼却灰等の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づ

く通常の処理基準に加え、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく処理基準を上乗せし、適正に処理することとされています。

県内で保管されている農林業系廃棄物のうち、市町村に処理責任のある約36,000tについては、平成29年の市町村長会議において、県内全ての自治体が協力して処理を行うことと、保管する26市町村がそれぞれの事情に合わせた方法で処理を行っていくことで合意しました。

これを受け、仙南、大崎、石巻の3圏域では試験焼却により安全に処理できることを確認した上で本格焼却に着手し、石巻圏域では平成31年4月までに焼却処理を完了しています。また、農林地還元による処理も県内各地で進められ、これまでに11市町村で処理が完了しております。

なお、指定廃棄物の処理について、国は、県単位で1か所に集約して管理、処分を行う方針とし、県内3か所の詳細調査候補地を選定しましたが、候補地のある3市町からの候補地返上の表明等もあり、進展していません。